

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	担当		
			健康福祉局健康安全課	担当者名	近藤
				電 話	671-4892

## 設 計 書

1 委 託 名 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場（スポーツ医学センター）へのシャトルバス運行業務委託

2 履 行 場 所 新横浜駅北口～日産スタジアム

3 履行期間  期間 令和3年6月9日 から 令和3年9月30日 まで  
 又は期限  期限 年 月 日 まで

4 契約区分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委 託 概 要  
仕様書の通り  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

8 部 分 払

す る ( 2 回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
シャトルバス運行	6 月	(12)	日		
シャトルバス運行	9 月	(18)	日		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む。

委 託 代 金 額

¥ \_\_\_\_\_

内 訳 業 務 価 格

¥ \_\_\_\_\_

消費税及び地方消費税相当額

¥ \_\_\_\_\_



## 仕様書

### 1. 件名

新型コロナウイルスワクチン集団接種会場（スポーツ医科学センター）へのシャトルバス運行業務委託

### 2. 委託期間

令和3年6月9日から令和3年9月30日まで

### 3. 業務概要

新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場（神奈川県横浜市港北区小机町3302-5日産スタジアム内 スポーツ医科学センター）と最寄り駅である新横浜駅間でシャトルバスを運行し、接種対象者の会場アクセス向上とワクチン接種事業の効率的な運用を図る。

### 4. 業務内容

#### (1) 運行経路

新横浜駅北口ロータリー～日産スタジアム内管理駐車場

#### (2) 運行日程

##### ア 運行日

令和3年6月9日から令和3年6月27日まで及び令和3年9月1日から令和3年9月30日までの期間における、水、木、土、日曜日を基本日程とする計30日。

具体的な運行日程は、委託者が受託者に提出する運行日程表により事前に決定する。

##### イ 運行回数

新横浜駅北口ロータリー～日産スタジアム内管理駐車場

1日につき、往復14回運行

運行時刻は8:30～17:00の間で、別途協議して定めることとする。

##### ウ 運行の休止、減便、運行経路の変更

委託者は、悪天候や会場使用条件の変更などの理由により、運行の休止、減便等を行うことがある。

違約料については、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に準じて、委託者と受託者が協議の上、取り決めることとする。

(3) 車両

ノンステップ大型バス2台で運用

(4) 関連業務

ア 乗降場所の表示

新横浜駅北口ロータリー及び日産スタジアム内管理駐車場にて、利用者に分かりやすい乗降場所の表示を設置すること。

イ ワクチン接種券または予診票の確認

利用者がワクチン接種の対象者であることを、提示された接種券または予診票にて、乗車時に確認すること。

ウ 身体の不自由な利用者の乗降補助

車いすの使用者など、単独での乗降が困難な利用者の乗降を補助すること。

エ 緊急時の対応

利用者が深刻な体調変化を起こした場合は、速やかに119番に通報するなど、救助のために必要な措置をとるとともに、速やかに横浜市の運営本部に連絡すること。

5. 業務報告

受託者は、運行実績を1か月ごとに取りまとめ、翌月20日までに委託者に報告するものとする。

6. 事故及び損害賠償について

運行における事故の処理、及び損害賠償については、受託者がその責を負うものとする。ただし、委託者、又は第三者の責に帰すべき事由により生じたものについては除く。

7. 個人情報の保護

受託者は、業務上知り得た個人情報、及びその他の業務上の秘密を他へ漏らしてはならない。また、受託者は、個人情報保護のために、「個人情報の取扱に関する特記事項」を順守しなければならない。

8. 協議事項等

この契約に定めのない事項、及びこの契約の条項について疑義が生じた場合は、委託者、及び受託者が協議してこれを定めるものとする。

# 個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。



年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

### 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

# 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款

	運輸省告示第49号
	昭和62年1月23日
一部改正	運輸省告示第626号
	平成3年11月20日
一部改正	運輸省告示第149号
	平成9年3月24日
一部改正	運輸省告示第140号
	平成11年3月10日
一部改正	運輸省告示第810号
	平成11年12月24日
一部改正	運輸省告示第395号
	平成12年12月21日
一部改正	国土交通省告示第300号
	平成13年3月26日
一部改正	国土交通省告示第361号
	平成17年3月29日
一部改正	国土交通省告示第569号
	平成20年5月12日
一部改正	国土交通省告示第429号
	平成31年3月27日

## 〔目次〕

第1章	総則〔第1条、第2条〕
第2章	運送の引受け及び乗車券〔第3条―第10条〕
第3章	運賃及び料金〔第11条―第14条〕
第4章	特殊な取扱い〔第15条―第19条〕
第5章	責任〔第20条―第23条〕
第6章	旅行業者との関係〔第24条―第26条〕

## 第1章 総則

### （適用範囲）

第1条 当社の経営する一般貸切旅客自動車運送事業（国土交通大臣の許可を受けて乗合旅客運送を行う場合を除く。）に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります

(係員の指示)

第2条 旅客は、当社の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

2 当社は、前項の指示を行うため必要があるときは、各車両ごとに当該車両に乗車する旅客の代表者の選任を求めることがあります。

## 第2章 運送の引受け及び乗車券

(運送の引受け)

第3条 当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき
- (2) 当該運送に適する設備がないとき
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき
- (8) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき
- (9) 旅客が監護者に伴われていない小児であるとき
- (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき
- (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき

(運送の申込み)

第5条 当社に旅客の運送を申し込む者は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

- (1) 申込者の氏名又は名称及び住所又は連絡先
- (2) 当社と運送契約を結ぶ者（以下「契約責任者」という。）の氏名又は名称及び住所
- (3) 旅客の団体の名称
- (4) 乗車申込人員
- (5) 乗車定員別又は車種別の車両数
- (6) 配車の日時及び場所

- (7) 旅行の日程（出発時刻、終着予定時刻、目的地、主たる経過地、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他車両の運行に関連するもの）
  - (8) 運賃の支払方法
  - (9) 第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨
  - (10) 特約事項があるときは、その内容
- 2 前項第9号に該当する場合には、第1項の運送申込書に所定の証明書を添付しなければなりません。
- 3 第1項の場合（同項第9号に該当する場合を除く。）において、当社が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社で定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込み方法を定めているときは、第1項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

#### （運送契約の成立）

- 第6条 当社は、前条第1項の運送申込書の提出があった場合において、当該運送を引き受けることとするときは、契約責任者に対し、第13条第1項の規定により、運賃及び料金の支払いを求めます。
- 2 当社は、第13条第1項の規定により、所定の運賃及び料金の20%以上の支払いがあったときには、前条第1項各号に掲げる事項並びに運賃及び料金に関する事項を記載した当社所定の乗車券（以下「乗車券」という。）を発行し、これを契約責任者に交付します。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社が運賃及び料金の支払時期について、特別の定めをしたときは、当社が当該運送を引き受けることとしたときに乗車券を発行し、これを契約責任者に交付します。
- 4 運送契約は、乗車券を契約責任者に交付したときに成立します。

#### （運送契約の内容の変更等）

- 第7条 運送契約の成立後において、契約責任者が第5条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ書面により当社の承諾を求めなければなりません。ただし、緊急の場合及び当社の認める場合は、書面の提出を要しません。
- 2 当社は、前項の場合において、変更しようとする事項が当初と著しく相違する場合その他運行上の支障がある場合には、その変更を承諾しないことがあります。
- 3 当社は、車両の故障その他緊急やむを得ない事由により、契約された運送を行ない得ない場合は、運送契約を解除し、又は契約責任者の承諾を得て、運送契約の内容を変更することができます。
- 4 当社は、第1項又は前項の規定により、運送契約の内容に変更があった場合において、契約責任者に交付した乗車券の記載事項に変更を生じたときは、乗車券の記載事項を訂正し、又は乗車券の書換えを行います。
- 5 第1項の場合において、当社が電磁的方法による運送契約の内容の変更方法を定めているときは、第1項の書面の提出に代えて、当社の承諾を当該電磁的方法により求めることがで

きます。この場合において、当該契約責任者は、当該書面の提出による承諾を求めたものとみなします。

(乗車券の所持等)

第8条 旅客は、乗車券を所持しなければ、乗車できません。ただし、当社が特に認めた場合は、この限りではありません。

- 2 旅客は、当社の係員が乗車券の記載事項を確認するため、乗車券の呈示を求めたときは、これに応じなければなりません。
- 3 第12条第1項の規定により運賃の割引を受ける旅客は、同項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当社の係員が当該書類の呈示を求めたときには、これに応じなければなりません。

(乗車券の再発行)

第9条 当社は、乗車券を契約責任者若しくは旅客が紛失した場合又は契約責任者に交付した乗車券が災害その他の事故により滅失した場合には、契約責任者の請求により、配車の日の前日において乗車券の再発行に応じます。この場合においては、乗車券の券面に紛失又は滅失による再発行である旨を明示します。

(乗車券の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する乗車券は、無効とします。

- (1) 不正に使用しようとしたもの
- (2) 不正の手段により取得したもの
- (3) 解約に係るもの
- (4) 書換え又は再発行した場合における原券

### 第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金)

第11条 当社が収受する運賃及び料金は、乗車時において地方運輸局長に届け出て実施しているものによります。

- 2 前項の運賃及び料金は、関係の営業所その他の事業所に掲示します。

(運賃の割引及び割増し)

第12条 当社は、次の各号のいずれかに該当する者に対して地方運輸局長に届け出たところにより運賃を割り引きます。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に通学又は通園する者の団体で、当該学校の責任者が引率し、かつ、当該学校の長が発行する証明書を提出したもの
- (2) 児童福祉法第7条に規定する施設、身体障害者福祉法第5条に規定する施設、障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設又は同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例

により運営することができることとされた同項の規定による施設に収容されている者の団体で、当該施設の責任者が引率し、かつ、当該施設の長の発行する証明書を提出したものの

- 2 当社は、前項の規定により割引をする場合を除き、地方運輸局長に届け出たところより、区間若しくは期間を限り、又は一定の旅客に対して、運賃を割り引きます。
- 3 当社は、地方運輸局長に届け出たところにより、特別な設備を施した車両を使用する場合等には、運賃の割り増しをします。

(運賃及び料金の支払時期)

第13条 当社は、契約責任者に対し、第5条第1項の運送申込書を提出するときに所定の運賃及び料金の20%以上を、配車の日の前日までに所定の運賃及び料金の残額をそれぞれ支払うよう求めます。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる者との間で運賃及び料金の支払時期について特別の定めをすることがあります。

(1) 官公署

(2) 学校教育法第1条に規定する学校

(3) 児童福祉法第7条に規定する施設、身体障害者福祉法第5条に規定する施設、障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設又は同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設

(4) 当社と常時取引のある者

(運送に関連する経費)

第14条 ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、契約責任者の負担とします。

#### 第4章 特殊な取扱い

(違約料)

第15条 当社は、契約責任者が、その都合により運送契約を解除するときは、その者から、次の区分により違約料を申し受けます。

配車日の14日前から8日前まで 所定の運賃及び料金の20%に相当する額

配車日の7日前から配車日時の2 所定の運賃及び料金の30%に相当する額

4時間前まで

配車日時の24時間前以降 所定の運賃及び料金の50%に相当する額

- 2 当社は、契約責任者が、その都合により配車車両数の20%以上の数の車両の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは、その者から、減少した配車車両につき、前項の例により算出した額の違約料を申し受けます。

- 3 当社は、前2項の場合において、第13条の規定により契約責任者から収受した運賃及び料金があるときは、これを違約料に充当することがあります。

- 4 当社は、当社の都合により運送契約を解除し、又は配車車両数の減少を伴う運送契約の内

容の変更をするときは、契約責任者に対し、第1項又は第2項の例により、違約料を支払います。

5 前4項の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には適用しません。

(配車日時に旅客が乗車しない場合)

第16条 当社は、乗車券の券面に記載した配車日時に所定の配車をした場合において、出発時刻から30分を経過しても旅客が乗車についての意思表示をしないときには、当該車両について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなします。

2 前項の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には、適用しません。

(運送継続拒絶の場合)

第17条 旅客が第4条各号(第5号を除く。)の規定により、運送の継続を拒絶されたときは、当該旅客について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなします。

(異常気象時等における措置)

第18条 当社は、天災その他の事由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときには、運行行程の変更、一時待機、運行の中止その他の措置を講ずることがあります。

(運賃及び料金の精算)

第19条 当社は、運行行程の変更その他の事由により当該運送に係る運賃及び料金に変更を生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃及び料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。

2 当社は、自動車の故障その他当社の責に帰すべき事由により、当社の自動車の運行を中止したときは、次の区分により、運賃及び料金の払戻しをします。

(1) 目的地の一部にも到達しなかった場合 すでに収受した運賃及び料金の全額

(2) (1) 以外の場合 運行を中止した区間に係る運賃及び料金の額

3 前項の場合において、当社がその負担において前途の運送の継続又はこれに代わる相当の手段を提供した場合において、旅客がこれを利用したときには、前項の規定は適用しません。

## 第5章 責任

(旅客に対する責任)

第20条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限ります。

第21条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したと

きは、この限りではありません。

第22条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

第23条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

## 第6章 旅行業者との関係

(旅行業者との関係の明示)

第24条 当社は、旅行業者から旅客の運送の申込みがあった場合には、当該旅行業者と旅客又は契約責任者の関係を次の区分により明確にするように求めます。

- (1) 企画旅行
- (2) 手配旅行

(企画旅行の場合の取扱い)

第25条 当社は、旅行業者が企画旅行の実施のため、当社に旅客の運送を申し込む場合には、当該旅行業者を契約責任者として運送契約を結びます。

(手配旅行の場合の取扱い)

第26条 当社は、旅行業者が手配旅行の実施のため、当社に旅客の運送を申し込む場合には、当該旅行業者に手配旅行の実施を依頼した者と運送契約を結びます。この場合において、当該旅行業者が手配旅行の実施を依頼した者の代理人となるときは、当該旅行業者に対し、代理人であることの立証を求めることがあります。